

湿地における荘園・村落と「生業」 平安～江戸前期の葦と菱

山本隆志

Shoen and Villages and “Occupations” in Wetlands : Reeds and Water Chestnut Plants of the Heian Period through to the Early Edo Period
YAMAMOTO Takashi

はじめに

① 難波浦の葦

② 琵琶湖畔の湿地と葦

③ 菱と菱田

まとめ

【論文要旨】

荘園・村落に居住する百姓の生活は田畠耕作を基本としたが、それだけでない。地域の自然を自然に近い状態で利用し、生活の糧としてきた。このような地域の自然の利用・用益を「生業」と概念化し、そのあり方を歴史的にとらえようとすると、「中世史」という時代区分のなかだけで問題をとらえることは難しい。本稿では、葦と菱を事例にして、平安時代から江戸時代前期の史料に基づいて考察するものである。難波浦では浦の用益の一つとして葦刈取が平安期から盛んであり、都の需要と結びついて増大したが、個別の荘園や村落の排他的独占地域は設定されなかった。琵琶湖周辺では鎌倉期からの用益が認められるが、南北朝期には荘園領域に編入されており、奥嶋庄では百姓等が庄官と対抗しつつ自己の独占的排他的葦場を設定する。これが戦国期になると村の排他的葦場を確保する動きが多くなり、当該地域の舟運・漁業などの多様な用益を否定することになるが、多様な用益を求める郷・村の動きも強く、相論が恒常的となり、調停も日常的となり、場合によっては領主権力に依存することと

なった。菱の用益も奈良・平安期から見られるが、平安後期の武蔵大里郡のように水害地に在地側が意図的に栽培することも見られ、農民の救済的食料として期待された。戦国～江戸期には、尾張や摂津の湿地帯では、菱栽培が都市需要を見込んだ商品的作物として栽培された例が見られるが、菱を独占的排他的に栽培する菱場を設定するにいたらなかった。葦・菱ともに浦や湖辺の湿地に用益が見られるが、それは湿地の多様な用益の一つとして進展するものであり、葦場として特化した用益地の設定には在りでの抵抗が起り、葦場は設定されても、限定的な方向が在地の相論・調停のなかで展開する。湿地用益は、特定の用益目的に限定される傾向にも向かうことは少なく、多様な主体と用益形態が展開しており、そうした方向が在地での相論・調停のなかで維持されてきた、と考えられる。「湿地」もこのような多様な用益形態の一つである。

【キーワード】葦、菱、荘園、村落、用益形態

はじめに

本稿は、平安期から戦国末期・江戸前期において、低湿地を生活圏に含む人々が、所与の自然条件をどのように生活資料として獲得してきたかを、検討しようとするものである。低湿地は川・湖・沼などとして現出しているが、陸地との接点には人間世界との接触により、「半自然状態」の場（山麓での里山）が成立している。このような場において、人々は生活・生命を維持するための資料をどのような方式で獲得していたのだろうか。

田・畠は稲・麦などを栽培するが、自然状態の土地を耕地に変更（改変）する。植物の生育過程を人為的に管理するのに、種（タネ）の選別を進めるとともに、生育の場となる土地を穀物生産至上主義で、その目的に特化する方向で改変する。地力増進のため非自然肥料の投入にもいたる。開発は自然を、農業専門の場に改変するのであり、その結果として田・畠は存在する。従来の農業史研究は田・畠を主要な対象とし、そこにおける生産・分業のあり方を説明し、多くは生産力発展を論じてきた^①。だが最近の気候変動や災害に関する研究が提出されてみると、再検討は必須であろう^③。

低湿地には沼・池・湿原・江・淵・浦などが存在し、場合によっては湿地（沼田・堀田）も出現するが、それでも湿地と共存しており、湿地も湿地そのものに逆戻りする。いわば湿地の存在形態の様式として湿地も存在するのであり、湿地は全体として多様な植物が繁茂し、多様な生物が棲息する。そこを生活圏とする人々の利益も多様である^④。低湿地の研究としては籠瀬良明に『低湿地』（一九七二年、古今書院）などの著作がある。籠瀬は武蔵・越後・常陸などの詳細な地域調査を実施し、各種地形図の分析により、中世から近世・近代における湿地の存在形態と

改変（乾田化）を論述して、中世においては湿地の比重が高いことを指摘している。私も籠瀬の研究を受けながら、荘園時代の湿地は乾田化の段階として扱うべきでなく、独自の形態で存続しており、その構成的比重も高いこと、湿地と乾田は自然的条件に規定されて存在しており併存していること、などを述べたことがある^⑤。だが湿地の周囲には湿地が広がっていて、湿地という自然条件での生活資料獲得（利益）は多様であり、他の利益も検討することが求められる。

このことを前提にしつつ本稿では、湿地という自然的条件のなかでの生活資料獲得の活動を検討してみる。春田直紀は、地域における自然諸条件利用を田・畠農業だけでなく、生活資料として獲得する活動を「生業」と概念化することを提案している^⑥。春田の提案は若狭における山林・沿岸・平地というような自然条件のもとでの活動を調査・検討した経緯を踏まえたものであり^⑦、地域における生活史を自然諸条件とむきあい生活資料を獲得するものとして再構成することをもとめている、と私は受け止めている。

本稿で具体的に扱うのは湿地における葦と菱であり、荘園や村落（郷・村）による利益形態である。このうち葦については近江琵琶湖畔を場とした研究史の蓄積がある。琵琶湖葦は古代・中世の多様な湖畔植物業の一つであったが^⑧、室町・戦国期には都市需要が増大し、荘園や村落は葦荊場を確保しようとする。とくに戦国末以降に村有化、入会化の方向をたどるが、藤木久志は「村の当知行」として概念化し、村（自力の村）として葦場を確保していると論じる^⑨。湿地葦の利益・管理（所有）の主体として、領主制は充分には成長せず、村（村落）が登場してくる、との趣旨である。藤木説は現代を見据えた積極的な提言であるが、本稿はそれをうけながらも、村が葦場の知行主体として登場する経緯・理由を、湿地という自然条件での生活資料獲得の諸段階のなかで、検討してみたい。また菱については、クワエなどとともに池・沼に生育する

植物の一つで食料となるが、それがどのように獲得されるか、従来は充分な検討がされていない。菱の獲得活動を湿地帯の利益の一つとして考察してみたい。

① 難波浦の葦

(1) 難波浦の葦苳り

平安期は畿内の史料が多いので、湿地と言うと先ずは淀川下流域とくに摂津難波が目につく。難波は「難波浦」「難波渡」「難波江」と表現される水辺地帯であり、河川交通の要衝である。この地の沿岸部には葦(蘆・葭とも書くが葦で代表させる)が繁茂し、葦苳りが展開していた。

〔葦原と葦苳り〕

「今昔物語」には平安時代の葦の利益を示す話がいくつかある。まず検討したいのが「卷三十第五 身貧シキ男ニ去ラレシ妻、成摂津守妻語」である。京の貧しい生者(一人前でない者)夫妻は貧しき故に別れたが、まもなく妻は再婚し、再婚の夫が摂津守となったので、ともに任国に下った。妻はそこで元の夫の姿を見ることがとなった。本夫は「遂ニ京ニモ否不居デ、摂津ノ国ノ辺ニ迷ヒ行テ偏ニ田夫ニ成テ人ニ被仕ケレドモ□□ニ下衆ノ為ル田作り・畠作り・木ナド伐ナド様事ヲモ、不習ヌ心地ナレバ否不為デ有ケル」ために、その主人はこの男を「難波ノ浦ニ葦ヲ苳ニ遣タリケレバ、行テ葦ヲ苳ケル」という姿になっていた。この男は田夫となっていたが、田作・畠作・木伐のような技術がなく、主人は葦苳りに遣わした。その場所が難波浦である。主人の家からは少し離れていると見られる。そこに摂津守夫妻がやってきて、「其ノ浦ニ葦苳ル下衆多カリケリ」なかに、妻はこの男を見つける。難波浦には大勢の

下衆が葦苳りに集まっていたのである。難波浦の葦は不特定の人間に開放されていたようである。ここで働く元の夫は土にまみれていたが、「膾・脛ニハ蛭ト云フ物食付テ」出血していた。浦は湿地帯であり、蛭の棲息地であった。

この話は「大和物語」に類話があり(百四十八段)、また「謡曲葦苳」の原話となっている。「大和物語」と「今昔物語」と較べると、「大和物語」では難波で再会した男女の歌(感情)の交換が主題となっていて、難波の描写は具体的でない。「今昔物語」も再会した男女の感情描写が主題であることは同じであるが、難波浦とそこで葦苳りをする男の姿が具体的である。成立期は「大和物語」が早い(一〇世紀中頃)、「今昔物語」がその模倣だけではなく、「今昔物語」成立期(十二世紀前半)の難波浦の様子を幾分なりとも反映している、と考えられる。¹⁾

「今昔物語」における葦苳り叙述は以下のような特徴をもっている。身を持ち崩した男は摂津のある主人のもとで仕われたが、田作・畠作・木樵などの多少とも技能を要する作業は不得手であり、葦苳りに遣わされた。葦苳りはだれでもができる粗野な労働なのである。その葦苳りに主人に命じられて行ったのであるが、そこには同じような下衆がおおく集まり葦を苳っていた。この難波浦は周辺の住民(その下部)が自由に入りし、葦を苳っていたのであり、少しの労働で蛭に食われてしまうような、自然的な場所であった、と考えられる。住人たちはこの浦・葦場を利益するのに、なにか人為的な作用を施していた様子は叙述にはうかがえない。自然をそのままに、それにちかい状況で利用している、と見られる。

〔葦を敷いた宅地開発〕

「今昔物語」にはまた難波浦の葦を用いた京屋地開発の話が見える(卷二十六第十三 兵衛佐上綏主、於西八条見得銀語)。上綏主(ア

ゲヲノヌシ」とあざなされる兵衛佐某は京西八条で石を買い取り細かく砕いて売って財をつくったが、やがて「西ノ四条ヨリ北、皇賀門ヨリハ西、人モ住ヌ浮ノユウ／＼ト為ル一町余許有」を買い取った。「浮」とは低湿地であり、もとの持ち主は「不用ノ浮ナレバ□畠ニモ否作マジ、家モ不作マジケレバ、不用ノ所」と思い、安価で売ったのである。この時期の西京は荒廃していたことが指摘されているが、湿地となっていた箇所もあった。ところがこの上綏主は、この湿地を宅地に開発した。かれは難波浦に行き、葦を苧り取り、京に運んだのである。

上綏ノ主、コノ浮ヲ買取テ後、摂津ノ国ニ行ヌ、船四五艘・艀ナド具シテ、難波ノ辺ニ行テ、酒・粥ナドヲ多ク儲ケ、亦鎌ヲ多ク儲ケ、往還ノ人ヲ多ク招キ寄テ、其酒・粥ヲ皆飲ム。然テ「其替ニハ此葦苧テ少シ得サセヨ」ト云ケレバ、或ハ四五束、或八十束、或ハ二三束苧テ取ラス。如此三四日苧セケレバ、山ノ如ク苧セ積、其ヲ船十余艘ニ積テ：

難波浦に行き、船・艀（ひらたぶね）を整え（雇い）、酒・粥を大量に用意し、人足を雇って葦を苧らせたのである。酒・粥は労賃であり、船・艀は湿原で葦を苧り、積む。艀は板状の簡便な舟であり、湿原を移動するに便利であった。上綏主は京からわざわざ難波に行き、人手を雇い葦を苧っているが、これは大量（船十余艘分）の葦を獲得できるほどに難波浦では葦が生育していた、ということであろう。

この大量の葦は京に運ばれて湿地開発に使用された。運送にも船がつかわれ、人を雇い引かせた。

京へ上ルニ、往還ノ下衆共ニ「只ニ過ムヨリハ此船ノ繩手引ケ」ト云ケレバ、酒ヲシ多ク儲ケタレバ、酒ヲ呑ツ、綱手ヲ引ケバ、糸疾ク賀茂河尻ニ引付ツ。其後ハ車借テ物ヲ取セツ、運ビ、往還ノ下衆共ニ、如此酒ヲ呑セテ、其買得タル浮ノ所ニ皆運来ヌ。然テ、其葦ヲ其浮ニ敷テ、其上ニ其辺土ヲ救テ、下衆共ヲ多ク雇テ刳置テ、其

上二屋ヲ造ニケリ。

葦を積んだ船十余艘は往還人に綱手を曳かれて、賀茂河尻に着いた。ここは淀川上流部にあり、京への物資が降ろされる。⁽¹³⁾そこからは車を雇い、例の浮地（「四条ヨリ北皇賀門ヨリハ西」）に運び込んだ。葦は浮に敷き込まれて、その上には土が刳ね置かれた。大量の葦と土がつかわれたのである。京都市中は伏流水が流れ湿地化しやすいと見られるが、地下排水に葦が用いられたのである。この宅地開発は成功したようで、隣の「大納言源ノ定ト云ケル人」が買い取ったという。

この話では、京の住人が西四条の浮地開発に摂津難波浦で葦を手に入れている。人手を雇い苧り取り、船で京まで運んでいる。難波浦までかけたのは、難波浦と京との交通が発達しており、また人手を雇うに便があると判断したのである。このような平安京の宅地開発にもなる葦需要に難波浦の葦がこたえていた。難波浦住人の葦苧りと葦売買は地域需要という以上に京の需要に促されていた、とみられる。

こうして難波浦の葦場は周辺住人の需要のために開放的に用益され、京の都市宅地開発の需要で直接に調達される動きにも開放されており、それが紛争を引き起こす事態には到っていない。この時期には荘園制は展開していたが、難波浦の葦は個別荘園に独占されることなく、公私共利の場として存在していたのである。⁽¹⁴⁾

②琵琶湖畔の湿地と葦

(1) 湿地・湿田とネコカキ

〔葦馬の足をとる深田〕

琵琶湖畔には湿地や砂州が広がっていた。砂州の背後には、陸地との間に湿地・湿田も見られた。元弘元年（一三三一）八月末、後醍醐天皇

が笠置に移り、天皇に偽装した大納言藤原師賢が比叡登山すると、六波羅から幕府軍が坂本に押し寄せ、「唐崎濱」にて合戦となった。ここは琵琶湖に面したところであるが、その戦闘の特徴を「太平記」は次のように叙述する。

唐崎ノ濱申ハ東ハ湖ニテ、其汀崩タリ。西ハ深田ニテ馬ノ足立ズ、平沙渺々トシテ道セバシ。後ヘ取マハサントスルモ叶ズ。サレバ衆徒モ寄手モ互ニ立タル者計戦テ、後陣ノ勢ハイタヅラニ見物シテゾ磬ヘタル。(巻第二)

唐崎は琵琶湖西岸であるが(大津市)、そこには汀ができ、平沙が連なっていたが、その後(西)は深田が広がっていた、という。この記事が陰暦八月であることを考慮すると、この深田は収穫前後であるが、それでも馬の足が立たぬ程の湿地であったことになる。強度の湿地であるが、そのような水田が砂州背後に形成されていたのである。

〔ネコカキ〕

嘉元三年に無住が著した「雑談集」には、比叡山の「房主」で弟子を多く抱える僧の話が載せられる(巻三)。弟子たちが空腹を紛らわすに雑談をしていたところ、この房主は「近江ノ湖ニ猫カキヲシキ満テ、上ニ土モチテ田作タラムニ、数千町アルベシ」と言って、琵琶湖畔開発を計画し弟子に配分したという。この話は房主の計画・夢想であり、実際の話を記述したのではない。だが叡山僧の房(坊)は山下にも多く存在しているのであり、琵琶湖畔の水田状況に無頓着であったとは思えない。房主は「近江ノ湖」(琵琶湖)の水際にある湿地帯に「猫カキ」という物を敷いてその上に土を入れて水田化する計画である。水田と宅地の違いはあるが、おなじ湿地の開発であり、さきの京中での宅地開発との比較検討をしてみたい。

「猫カキ」は「藁で編んだむしろ」(日本古典文学大系頭注)という。

『古事類苑』(遊戯部)は「倭訓栞」の「ねこがき 猫掻と書り、倚廬にしかせらる、物也といへり、顕昭説によればつかのみわらくみなどいふに同じといへり、加茂より奉るといふ、また蹴鞠の御遊にかゝりに敷ものをいふ、今も田舎の牀にはねこだといひ、また木曾路にて大なる筵の如き物をねこといへり」との解説を載せる。公家社会でも敷物として用いられたが、田舎では床に敷いたり、木曾では筵を意味した。地方では猫カキが日常的に、生活の場にあつたのであり、筵のような敷物を意味した、と考えられる。

生活用具としての「ネコカキ」(ネコともいう)は群馬県吾妻郡では昭和四十年代までは庭先に敷いて穀類を乾燥するのに用いたという(吾妻郡出身の農業史研究者である宮崎俊弥の談)。また新潟県浦佐の毘沙門堂裸押し合祭りは新年の豊作祈願祭であるが、⁽¹⁵⁾ここでは「ネコカキ」が室内に敷かれた。この「ネコカキ」は若衆が押し合う床に敷かれるが、稲藁で作られる。葦や萱ではなく稲が用いられるのは、この祭祀が稲豊作祈願祭の性格を強めているためかとおもわれ、本来は稲藁に限定されるものではなかったと思う。また魚沼地域では冬に子牛を寒さから守るため「ネコカキ」を敷いたという。「ネコカキ」にかんする民俗資料は少なく、湿地での使用を確認できなかったが、生活用具として利用されていた。

「雑談集」に見える叡山の「房主」も猫カキを日常生活の場で使用していたものと思われる、それゆえに湖畔開発に応用しようとしたのである。その用材は山間部とはことなり、琵琶湖畔では葦であろう。葦で作った猫カキを土中に敷き、これで排水の便を高めようとしている(『ヨシの文化史』の著者であり近江八幡市円山でヨシ博物館を開いている西川嘉廣の談では、葦は暗渠排水に用いられていたとのことである)。今昔物語の京浮地開発にも通じるものがある。

(2) 室町・戦国期の琵琶湖畔の葦

〔奥嶋庄馬料の葦〕

観応元(一三五〇)年十月九日、近江奥嶋庄百姓等は預所の新儀非法九ヶ条を訴えたが〔大島神社・奥津島神社文書〕、そのうちの一つ(第九条)が次のものである。

一、一庄の百姓等、馬飼所の新に、岩蔵の澤おいてあしをはやしおくところ、毎年堺をさ、れ被刈取難堪事、

奥嶋庄の百姓たちは、「馬飼所」として、葦を「はやしおく」していたところ、預所のために毎年刈り取られている、という。「馬飼所」というのは馬草用地としての意味と思われる。江戸期の『百姓伝記』(巻十三)にも葦の用途として「馬草にかり」と見える。この史料では「はやしおく」(生やし置く)という表現が注目される。⁽¹⁶⁾奥嶋庄百姓達の主張のポイントは、岩蔵の澤に葦を生やし馬草に用いようとしていたところ、預所に先をこされて刈り取られた、という点にある。葦場は他にもあるが、馬草ように、若葉を刈り取るために、岩蔵の澤に葦を生やしておいた、ということである。この葦はかなり計画的育成である。

百姓等の葦場用益の形態を考えると、預所の行為を「堺をさ、れ被刈取」と非難していることから、百姓達の葦場は堺を持っていた。堺というからには何かで区切っていたと見られるが、自然そのものでは困難であろう。そこで「はやしおく」という文言に注目すると、葦の生育に関与していることが読み取れる。天正九年の安治村掟には「あおあし」・「かれあし」の表現も見られる(後述)。琵琶湖東岸では刈り取り後や春先の葦原火入れが見られるが、この時代でも想定していいのはなからうか。「はやしおく」という表現には葦生育過程への人意的関与がうかがわれるが、この関与としては火入れ以外は考えにくい。葦の「はやしおく」については葦場での火入れ作業を含めて解釈しておきた

い。堺というのは、百姓達が火入れをすることによって生まれる区域であろう。またそれに相応しい場所として「岩蔵の澤」(近江八幡市)を選んでいたのである。⁽¹⁸⁾用益としては、火入れをすることにより葦の生育を管理する、一種の管理栽培(半栽培)を想定しておきたい。⁽¹⁹⁾

いっぽう預所の行為はどのように考えるべきなのだろうか。「毎年堺をさ、れ被刈取」と百姓等に指弾されていることから、この年のことだけでなく、毎年のことである。また預所の新儀非法九ヶ条全体は、御所山での材木伐採と坂本への運搬(第一条)、栗見庄での田地耕作と稲の坂本運搬(第二条)、坂本での労働(第四条)、蕨・今法(牛蒡)の収穫と坂本運搬(第六条)、河骨(不詳)を掘り坂本への運搬(第八条)など、物資を坂本へ運搬させることに特徴がある。坂本への運送は船に頼るが、船だけでは充分でない。陸地は馬での運搬が求められ、その秣として「はやしおくところ」の葦(青葦)が強制的に奪取されたであろう。おそらく大量の青葦を必要としたであろう。

いっぽうの奥嶋庄百姓等も馬を使った稼ぎを営んでいたと思われ、青葦を必要としていたであろうが、青葦中心の用益とは考えられない。青葦・生育葦を含む葦全体を、必要に応じて葦場に求めていた。ただこの段階の百姓達は、奥嶋庄百姓等として、村ではなく、荘園百姓の惣結合として、占有しているのである。岩蔵の沢の葦は奥嶋庄百姓全体に開放されているのであり、それは同庄の他の自然条件利用と同様なことと思われる。奥嶋庄がもつ多様な自然条件の一つであり、庄全体に帰属している。前述した難波浦葦の用益とは段階を異にしているのである。

〔兵主郷安治村の葦・葦場〕

安治村は琵琶湖東湖畔に位置し村として蘆場を管理している。安治村は兵主郷一八村の一つであるが、兵主郷全体の村落構造については橋本道範論文が包括的検討を加えている。⁽²⁰⁾また安治区有文書の最古の史料であ

る「いろく帳」は惣の年代記のようなものである。これについては宮島敬一の考察があるが、それらを参考にして葦の用益について検討しよう（写真帳を参照した、傍線は引用者）。

（ア）兵主安治村よしの事、さおいなき所二しやけとしていらん二およふ事、こん、たうたんの事なり、但しさいあるへきことあらハしやけよりいて申され候と、てわ殿より申され申され候へ共、いてす候はんうへハ、安ち村として永代ちきよあるへき也、しやけよりのあとかき也、明應三年（きのへ寅）八月廿二日つく也、

（イ）おなしき

寅としの六月一日二日によしおうへ候所二、の田の物いわれなきよしをうへ候と申候てひき候ハんと申所二、同七月廿三日より廿六日まできたにんとうしやう二よしおひかせ候ハ、くしおしてくしにあち村かち申され候ハ、きたにんとしてよしおうへ候てかやう可申ハ 共、此方よりき□す候所二同廿七日ハ のた郎左衛門殿ハ 殿・たうしう殿 きたにんのたうしうと 事にて候間そのま、やれ候て、廿八日二のたより□□殿なかわちたうしうのむさにておゑりかたのよしおちんとひきてかちと申候てひき候なり、そのくち同寅八月九日二又よしおうへ申候なり、

（ウ）おなしき

寅八月十三日のかんたち殿としやうけと四合内の六条五条の田村三方として兵主の神ちゆうとかうして又よしおひき候ハんと申所二、いは殿御せいはいおつけ申所二とのしやけ三ハ ちりこゑりのくさいのまハ のハ かりあけ候てとわ□□おする二よて、との、殿・同まこ三郎兵衛殿・あわち村新左衛門中方三人してあけ申也、寅としのねんきやうしハ明應三年寅八

月十三日 新左衛門ハ

（エ）又しやけよりせんきもなき水のきよハ おもてと申所二せんきもなきと申候ハ、 す候に、とのより兵主方おゑんにとり候ていたわハ まで候、やとい申と申され候間、四人やり申候ハ、いたハやり候まで候、此使ハまこ四郎

明應六年丁巳十一月二日

ねんきやうしハひかし入道也

これらの記事から読み取れることを整理してみよう。（ア）の部分では、安治村の葦は「相違なし」と安堵されていたが、「しやけ」（社家）から違乱があり相論となった。が、社家は「てわ殿」（出羽殿）に出頭しなかつたので安治村の勝利となり、「安治村として永代ちきよあるへき也」との裁許が出羽殿からだされ、社家も追認した。藤木久志のいう「村の当知行」である。²²この知行を違乱した社家とは、安治村を含む兵主郷に氏人を有する兵主神社の社家と考えられるが、いったんは領主裁許を受け入れている。安治村も兵主郷一八箇村の一村であり、兵主郷とは独立的関係となつたが、それでも兵主郷との関係は払拭しきれず「兵主安治村」と表現されている。また安治村葦の当知行を公認しているのは「てわ殿」（伊場出羽守）であり、「村の当知行」は六角氏家中の支配下に入ることを実現している。前代には安治村人は兵主郷人でもあつたが（郷・村の二重構成）、安治村に一元的に帰属することで葦場用益を実現するようになった、と想像できる。ただこうした個別村落（安治村）の葦場当知行が兵主郷・社家という在地での承諾の上に機能していることに注意したい。

（イ）の部分では文書読解そのものに難解なところがあり不明であるが、安治村として植えた葦を、野田村の者が「いわれなきよしをうへ候」（謂なき葦を植えた）と訴えた。「いわれなき」とは正当性がないとの趣旨であるが、葦を植えること自体は他にも見えるので、植えるにふさわしくない場所に植えた、ということであろう。野田村は安治村の東

隣の村であり、安治村側の植葦行為が安治村葦場の範囲を超えている、と認識したのである。おそらく境界地帯に葦が植えられて、自村の領域が侵されたとの認識であろうが、事態は少し複雑のように見える。野田村からの訴えを受けた「さたにんとうしやう」は「おゑりかたのよし」(小畝方の葦)を引き抜いている。安治村が植えた葦とは「おゑりかたのよし」であろう。おそらくは、野田村と安治村との境界地帯の湿地帯は葦も生育する畝であり、畝と葦場との両用の場であったと見られる。そこに安治村は葦を植えて、葦場としての側面を強化し(野田村畝の否定)、自らの葦場に変えようとしたのである。

野田村の出訴先は「さたにんとうしやう」である。この沙汰人は近隣村落の仲人であろうか、彼が加わって案件となった葦を引いている。この沙汰人は(ウ)に見える「四合」(四郷)と同じであろう。

(ウ)でも葦の引き抜きが問題となっているが、安治村の葦を神館殿・社家と六条村・五条村・野田村(三方)が引いている。神館殿・社家は兵主神社であろう。安治村はここでも伊庭殿の裁許状を持ち出し対抗しているが、引き抜きは続いている。兵主神社側とともに「神中と号して」葦を引き抜いた三か村は「四合内」と言われる。この「四合」とは三か村に安治村を加えた四か村(郷)で構成される「四郷」とみて間違いない。この「四郷」はその構成村が同一であることから、兵主神社祭礼に世話役を勤める「四郷役人」の四郷であると認められる。⁽²³⁾兵主神社に連なり、一八郷を統括する中間団体であろう。事件は、四郷のうち安治村が独自に葦を植えたので、他の郷と社家が制裁に乗り出したのである、安治村はそれに従わず、六角氏権力に属する伊庭氏の裁定に依拠する、という筋道で展開している。ここには在地調停機関(四郷)と領主裁判権が重層し、並立しており、安治村の「当知行」もそのなかで実現している。

藤木久志の言う「村の当知行」もこのようなあり方のなかで理解すべ

きであるが、その当知行(排他的用益)を可能にしているのは安治村の実力行使をもなった用益であり、藤木の提言の通りである。(イ)に見える安治村の植葦(当知行)は六月一・二日であるが、これは強引な行為である。『百姓伝記』(巻十三)には「よしを植る事、冬春のうち古根をほり、何地へもうつすべし。先水つきをこのむものなり」(岩波文庫)と記されており、葦植えは冬・春の作業が普通であった、と考えられる。それを晩夏・初秋の六月初めに行うということに、葦場を権益化しようとする安治村の意向がうかがわれる。

(ウ)には不分明なところが多いが、「こゑりのくさい」という文言も見え、畝(えり)からの供祭が奉納されていたことが想像される。神側の安治村葦への実力行使は、葦とともにあった畝での漁労の収穫を供祭物とすることを目的にしていた、とも思える。ここからは、安治村を含む兵主郷畝・葦の本来的所有は兵主神社に帰属しており、供祭物が上納されていた、と考えられる。兵主郷の葦が本来的には兵主神社のものであったことは「まわりあし」の分析にもとづいた宮島敬一の指摘を受けた橋本道範も確認している(前掲論文)。私も賛成である。

このように考えると、個別村落による葦場知行(排他的用益)が成立する以前は、兵主郷の自然は兵主神社・兵主郷の領有であり、兵主郷の村々は畝としても、葦場としても、用益してきた。このような畝・葦場としての共存は、同一箇所においても認められるものであったが、個別村落による葦場確保(当知行)は葦専用箇所の設定となり、畝が損なわれることとなる。四郷のうち野田村は、隣村として畝が失われるのに抗議し、沙汰人に訴えた。沙汰人らは畝・葦両用の場に植えられた葦を抜き、従来の慣行を維持しようとした、と整理できる。戦国末期における安治村の葦場当知行は、葦・畝両用をもとめる村落の動きもあるなかで、対立的に存続していた。

(3) 織田氏支配下の安治村葦場

葦・葦場に関する織田氏権力の対応は天正九年に集中して現れる。

⑦天正九年（一五八一）四月二十八日山田長政・宮野政勝連署状（折紙、安治区有文書、目録六〇）

④天正九年四月二十八日左衛門四郎・請人林与左衛門・請人彦四郎樽錢請状（縦紙、同六二）

⑤天正九年四月二十八日安治村蘆提案（縦紙、同六三）

これらの概要をまず述べておくと、⑦は奉行衆長谷川秀一の家の中で、山田長政・宮野政勝の連署状であるが、「安治名主百姓中」に宛てて、洲原村との争いのあった「安治浦よし」につきその「知行」を安堵する趣旨であり、「可令知行者也」の書留文言をもつ書下状である。④は「今度のよし公事」の樽錢を惣中並みに負担することを約する左衛門四郎の請文であり、それを林与左衛門・彦四郎が請人として保証している。⑤は安治村が惣としておこなう葦用益の規則である。

藤木久志によれば、安治区有文書の織田期前後に集中する指出文書・相論文書は領主の代替わりを契機としている。具体的には天正八年佐久間信盛改易と同十年本能寺変（織田信長殺害）に対応して文書が作成されていて、⑦⑧は佐久間改易にともなう公事（裁判沙汰）を契機とするものである、と理解してよい。

このうち葦の用益に関わるのは⑤である。全文を引用し検討してみよう（²⁴）は割書。

定 安治村よしの掟之事、

- 一、十月以前ニ如何様之ひま入候共、可蒔事、
- 一、此衆中之内、私用所御入候共、皆々次半分定可取之事、
- 一、公方用之儀候ハ、皆々配当を可進之事、
- 一、かれよしニ付、少成共ぬけかけニかる物あるニおいてハ過怠錢

可為五百文候、其内そ人ニおいてハ三百文可参候事、

一、あをよしまておかるニおいてハ過怠錢如右候、

一、当浦之よし隣郷よりむすミ取物をとめおき、舟おあけするニおいてハ、ほうひとしてひた錢三貫文惣中ヨリ可出之事、

一、よしくさ口論之時、見かけきかけニいてさる物ハ過怠錢ひた五百文惣中ヨリ可被取之事、其上兎角之儀候ハ、惣中ヨリ中をたかい可申事、

天正九年（辛巳）卯月廿八日

この掟を藤木は、第一条から第五条までを共同利益ルール、第六条・第七条を近隣との紛争に備えた賞罰規定と解釈し、それが一体となって「自力の村掟」として実現しているという。藤木の提言は個別条の詳細な吟味を踏まえたものであり、ここでもそれを受け入れつつ解釈したい。第一条から第五条までにおいて、惣中は構成員に対して葦刈取の時期を「十月以前」と明示し、それ以後の葦（「かれよし」）の採取を禁止、また翌年の刈り取り時期以前の「あをよし」の刈り取りも禁止して、違反者には罰金を科している（刈り取り開始の時期は明示されていないが、これは年により変わるためであろうか）。惣中にしてみると、葦とは刈り取りの期間こそが緊要の問題であったことがうかがわれる。それは第一条に「如何様之ひま入候共」十月までに刈り取れ、と「ひま」の文言を用いていることにも表れている。この場合の「ひま」とは、個別百姓自体の暇と解釈することは困難で、個別百姓の「惣中」に対する暇であろう。つまり十月までの時期、「惣」に「ひま」を求めても（暇乞いをしても）、葦刈だけはしなくてはならない、と解釈できる。それだけに葦刈り労働は惣の公的側面を持っていた。²⁵

刈り入れ後の葦場は、したがって刈り入れの場ではない。掟にはないが、翌年の葦場とする期間であり、火入れが行われたと見られる。また『百姓伝記』が「よしを植る事、冬春のうち古根をほり、何地へもうつ

すべし。先水つきをこのむものなり」と記すように、葦の植え付けも行われた、と考えられる。安治村は、江戸時代の村絵図に見えるように、葦場を持っているが、それは特定区域を葦場として恒常化する作業をともなうものであったはずである。こうした葦場化作業が「村の当知行」としても基礎にある、と考えられる。したがって葦場は村の財産である。他村からの侵害者には報復を加える規定を設け、村住人にその防衛を課した。それが第六条・第七条である。

安治村が葦・葦場の確保を図り、いわば葦の村としての方向を目指しているが、その背景には郷村における家作りの盛況も想定できるが、それ以上に大きな需要は城下などの都市からの需要であろう。これを見込んだ葦場確保であり、安治村は村として強力な掟を定めて規制する。藤木の「自力の村掟」・「村の当知行」論が説くところであるが、その基礎過程に葦場を葦場として特化する村の行為がある。ただその葦場への特化は、魼との共存関係を破壊することにも向かうのであり、村落間相論の頻発するところとなり、地域社会の調停・裁定機関からのブレーキがかかることもあった（藤木説は村の当知行に比重をおいているが、調停に乗り出す在地の中間団体をも論に組みこむことが必要であろう）。葦専用の場が広域に拡大しないのは、このような調整が働いていたことによるものと思われる。

③ 菱と菱田

湿地には多様な植物が生育し、湿地の豊かさを示しているが、特定の植物が繁茂する場合がある。関東地方では、山麓の裾野や洪積台地周囲には湿地が、湖沼地帯には湿原が広がった。また中央部の河川乱流地帯と霞ヶ浦周辺部にも湿原が広がり、人間社会との接点に「江」・「津」が生まれた。

武蔵国北部の大里郡は秩父山地東に広がる丘陵地帯であるが、低地が分布し、河川が幾筋にも流れた。この地域については平安中期の土地台帳が存在し、この時期の低地に「菱」が多く生育していたことがわかるので、その様子を検討してみたい。

〔1〕武蔵大里郡坪付帳の「菱」

武蔵大里郡坪付帳は『平安遺文』（補遺ノ二、四六一〇号）に翻刻されているが、その内容を分析するまえに、この坪付帳そのもの史料性格を吟味しておきたい。

〔武蔵大里郡坪付帳の形態〕

この坪付帳は九条家本延喜式卷第二十二の裏文書である。九条家に伝来したが、現在は東京国立博物館に所蔵されている。原本調査の機会を得たが（二〇〇四年八月）、料紙は一五紙であり、いずれも薄い楮紙である。法量は縦は二八・一センチメートルであるが、横は紙により異なる。四五センチ余、三九センチ前後、九センチ余、六センチ余、三センチ余と多様であるが、一〇センチ以下のものは切つてできたものと思われる。本来は四五センチ余の紙が標準であったと見られる。²⁶⁾

この延喜式卷第二十二の書写文字は、これを含む全体の書体を検討した鹿内浩胤の研究により、卷第一などと同一筆であることが指摘されている。²⁷⁾したがって卷第二十二の料紙は卷第一などと同一人物により書写されたのであり、それらの料紙は、全くの同一時期でないにしても（日時のはばはあるが）、その人物のもとに存在したと考えられる。そして卷第一紙裏文書には永延元年（九八七）から正暦二年（九九一）の年紀を持つものがあるから、卷第二十二の料紙もほぼこの時期のものと思われる。一〇世紀後半のものかと推定される。

卷第二十二裏文書料紙には上部に六本の野線が引かれていて、「五條

「…」などは第二野線から、「二粟生里…」などは第三野線から、記載がはじまる。坪の記載は一行に四つの坪が記載されるが(四段記載)、『平安遺文』では二段記載で翻刻している。また全面に印(大里郡印カ)が捺されている。原本の現状は『平安遺文』翻刻時に較べて破損が進んでいて文字の擦り切れているところも少なくないが、点検の結果、いくつかの点で訂正ができる。⁽²⁸⁾

〔武蔵大里郡坪付帳の作成目的・記載原則〕

この大里郡坪付帳の内容については鈴木哲雄・森田悌の研究がある。⁽²⁹⁾史料としての詳しい検討を行っているのは森田論文であるが、そこで指摘されている大里郡坪付帳の史料性格をまとめておきたい。森田説がまず指摘するところは次の三点である。

①帳の満面に「大里郡印」があることから、大里郡からその管官たる武蔵国衙に宛てられた公文書と考えられる(庄田勘録を目的としている記載はごくまれであり、権門勢家に宛てられた庄田関係文書の可能性は小さい)。

②この坪付帳は、坪ごとに田積を示し菱・公・庄なる注記を施し、里および条ごとに田積の集計を行っている。

③公田・乗田の注と菱注とは二律背反的な関係でなく、庄・公・乗田の注は各坪の田の律令田制上の地目名を示し、菱の注はそれらの田積注に占める菱田の面積を示しているらしい。

このうち②の、里および条ごとに田積の集計していることから、校班田図との関連を想起して、さらに次の二点を指摘する。

④郡衙においても耕地に関する田図ないし帳簿が保管されていたことがあり、大里郡坪付の基になったのも郡衙所在の図帳(校班田図)と考えられる。

⑤関東では、上野国の例のように(長徳三年には無美化・朽損化)、

平安中後期には無美化・朽損化しており、大里郡坪付帳作成を長元元年とする(『平安遺文』の編年)のは困難で、平安前期、九・十世紀に措定するのが妥当である。
またいっぽう、不堪佃田との関係については、次のように述べる。
⑥国から太政官に提出される損・不堪佃田言上の場合には「不堪并損田坪付帳」を提出するが、大里郡坪付帳にはそのような記載を欠いているので、それには該当しない。

森田論文は大里郡坪付帳を包括的に考察しているが、指摘されている事柄を確かめるために、七条八里(宥田里)を提示してみよう(原本は四段だが二段で引用する、へは割り書き)。

一坪九段百(公)	二坪九段二百歩(菱二百六十歩(公))
三坪(公)	四坪一段(公)
五坪三段(公)	六坪三段百八十歩(公)
七坪一段(菱)	八坪一町(菱)
九坪一町(公)	十坪一町(公)
十一坪九段百八十歩(公)	十二坪九段三百歩(菱□段*四十歩(公))
十三坪三段百七十歩(菱)	十四坪一町
十五坪九段百歩(公)	十六坪一町(菱)
十七坪一町(菱)	十八坪一町(菱)
十九坪一町(菱)	廿坪一町(菱)
廿一坪一町(菱)	廿二坪一町(公)
廿三坪三段(菱)	廿六坪八段(菱六段(公))
廿七坪九段二百*四十歩(公)	廿八坪一町(菱)
廿九坪一町(菱)	□坪一町(菱)
□一坪一町	□二坪一町(菱)
□三坪一町(菱一段二百九十歩(公))	□四坪九段二百卅歩

□五坪六段(菱)

二十四坪・二十五坪・三十六坪の記載はない。それでも各坪の田積を合計すると、二十六町五段二百七十歩プラス α となる。これは冒頭の「八宥田里式拾肆町肆段伯参拾歩」の数字に近いので、②の指摘は肯げよう。八宥田里には「菱」を注記する坪が多いが、この「菱」注記の田を含めての集計である。したがって「菱」注記の田も本来は律令的田制上の田であったことが分かる(これも森田論文に指摘がある)。

各坪の注記ここでは「公」・「菱」が見え、他の里には「乗田」・「庄田」も見える。このうち「乗田」は里に一筆の箇所もあるが、七条二勾里(三筆)・同三桑田里(五筆)に多い。「乗田」が太政官厨家の財源に関わるとすれば(森田論文)、これも肯ける。「庄田」は八条七柱田里二坪の「柁田庄田」の一筆だけであり、この帳では例外的記載である。注記では「公」がもっとも多く「菱」もおおい。「公」は、この帳の本帳が校班田のための図帳であるとすると口分田充当田である(森田論文)。問題は「菱」である。八宥田里に見られる如く、「菱」は多く、坪全体が菱になっているのが一〇坪もある。

「菱」を含む注記はどのような注記なのか。この問題を検討するために、注記の種類を提示してみる。

①四条二粟里十八坪の「二段」や七条三桑田里一坪・三坪の「一町」のように注記をもたない坪もある。これらは数が少なく、注記の脱落かもしれないが、この坪付帳が後世に京都で延喜式書写料紙に利用されていることを勘案すると、脱落とは思えない。これらの坪には注記はないのである。そう考えると、この帳の最初の段階には坪の注記はなかったのであり、「菱」などの注記は後に付けられたものと考えていい。

②前掲八宥田里二坪のように「菱」と「公」の両方をもつ坪があるが、これはまず「菱」の面積を出し、坪面積から「菱」面積を減じる意

図があると見られる。じつさい七条六粟籠里の「廿五坪九段(菱二段百六十歩)〈公六段二百歩〉」では「菱」と「公」の面積を合計すれば坪面積に一致する。六条八楊師里八坪も同様であるが、わずかな誤記と思われる数字記載がある。

③「菱」注記はほぼ坪付帳の全体に及び、これが郡所在の校班田図に記載されていたとは考えられないことから、これらの注記は新たな現状把握と見られる。

以上を踏まえると、この坪付帳の性格をどのように考えたらいいのであろうか。森田論文では国司の損・不堪佃田言上の「不堪并損田坪付帳」には該当しないとしているが、この坪付帳自体は前欠・後欠である。「菱」記載が「不堪并損田」であることを示そうとするものではないか、とも考えられる。この坪付帳が記載する「菱」は夏に繁茂するものであるから、帳の作成は七月以後であろう。「西宮記」に見える不堪佃田奏は八月三十日以前に国司から弁官のもとに坪付帳が届けられ、九月一日以後に大弁・大臣に上申される(国史大辞典「不堪佃田奏」)。大里郡坪付帳に記載された「菱」・「公」はこれと矛盾しない。また九条家文書として伝来したことから、この坪付帳が武蔵国司から損・不堪佃田言上状とともに太政官に送られ、やがて延喜式書写料紙に利用されたとみることもできると思う。

この坪付帳を不堪・損田坪付帳とみなしてよければ、その作成も武蔵国からの損・不堪佃田言上を契機とすることになる。武蔵国からのそうした言上として確認できるのは治安三年(一〇二三)・万寿元年(一一〇二五)である。^①このほかにも、他の関東諸国の不堪佃田言上の史料が一一世紀半と一一世紀前半に見られ、一一世紀前半が多い。武蔵国の不堪佃田言上も、史料には見えないが、あったとも思われる。ただそれでも、一一世紀前半が多いのであり、武蔵国からの言上もそのように考えることができる。

またこの坪付を料紙とする延喜式卷第二十二と同一筆跡になる巻のなかには永延元年（九八七）・正暦二年（九九一）の年紀のある文書が料紙に使用されている（前述）。この坪付帳もほぼ同時期、はばをもたせて前後五〇年程（一〇世紀中葉～一一世紀中葉）に作成されたと思われる。伝来としては、水害等の調査を意図する国衙からの指示を受けた郡衙が作成し郡印を捺して国衙に提出されたものが国司（京）の手のもとに入り、官に提出する「不堪并損田」言上の付属文書として存在していた、と考えられる。

こうして、この「菱」注記をおおく持つ大里郡坪付の作成は、料紙のありかたと、武蔵国不堪佃田言上との関係からすると、一一世紀前半と考えることが可能であろう。治安三年・万寿元年の武蔵国不堪佃田言上を考慮すると、『平安遺文』が長元元年（一一〇二八）に編年するのも誤りとは言えない。

〔大里郡の景観と菱〕

この坪付帳を不堪・損田坪付帳とみなして、以下の考察をおこなうこととする。不堪・損の内実は菱の生育である。菱は湿地に夏に生育し秋・冬に実を取り、食用にもなっている。菱を発生させる自然的条件を検討してみよう。鈴木論文（前出）は大里郡坪付の位置を熊谷郷の東南部に比定し、当時は低湿地帯であった、と推定する。

大里郡坪付帳の条里復元と現地比定（条里復元）は森田論文（前出）でなされている。先行する大里郡条里研究を検討し、復元しつつ、熊谷市街地の東南の地で、「荒川新扇状地以東、熊谷・行田間の忍川以南、佐間から吹上東部方面に南流する忍川以西、和田吉野川以北の低平地」としたのである。私は現状ではこの森田説の上に立って考察を行いたい。

森田論文は坪付復元・現地比定の上に、四条あたりにはある程度の水

武蔵国大里郡坪付復元図（森田著書221頁図11に加筆）

4条	1	2 栗生里 13/35	3 田作所里 14/36	4 速津里 9/32	5 箭田里 4/20	6 牧川里 4/12	7 石井里 2/2			
5条	1 富久良里 21/27	2 郡家里 13/34	3 中嶋里 9/34	4 高田里 6/23	5 □□里 3/22	6 鷲田里 5/19	7 幡田里 0/13	8 楊田里 0/4		
6条	1 □□麻里 6/12	2 楊井里 5/13	3 新生里 7/22	4 新□里 6/36	5 青山里 4/31	6 三鷲里 14/18	7 籠里 0/29	8 楊師里 2/34	9 川俣里 0/5	
7条	1 牧津里 0/3	2 勾田里 0/33	3 桑田里 0/36	4 麴里 0/13	5 榎田里 0/20	6 栗籠里 2/36	7 下榎里 4/23	8 宍田里 19/33	9 新野里 8/33	10 川辺里 0/13
8条	1 勾田里 0/3	2 桑田里 2/31	3 槽田里 4/23	4 片崩里 4/34	5 柴田里 2/35	6 物部里 1/36	7 柱田里 0/36	8 幡田里 0/36	9 直里 (6/36)	10 川辺里 5/15
9条	1 川辺里 0/2	2 麴田里 0/2								

13/35…35坪中 13坪に「菱」の記載あり

量をとまなう河川が存在していたこと、五条二里郡家里が熊谷市久下に比定され郡家所在地であったこと、を指摘されている。いま、森田論文で示された条里復元図に「菱」注記の坪数を記入してみると（図を参照）、「菱」注記数の多い条里は四条二里・四条三里・四条四里・五条一里・六条六里・七条八里・七条九里である。このうち四条二里・四条三里・四条四里・五条一里の菱地（坪）は五条二里に近い箇所（復元できる等）。また六条六里・七条八里・七条九里も同様である。「菱」記載の多い条里は集中性がある、と認められる。ところが「菱」記載の多い条里に近接する六条七

九里、七条十里・八条七〜八里などでは「菱」注記はないか、または最少である。つまり「菱」記載の多い里は、安定的耕地を持つ条里に囲まれるかのように存在する。

六条一〜五里、七条一〜七里、八条一〜八里などは、「菱」注記の坪はほとんど存在しないのであるが、これらの条里は坪付では西南側であり、これが安定的耕地となっている。こうしてみると、「菱」記載をもつ条里は集中している。このうち四条二〜四里などは河川流路に近いと考えられ、「菱」は沼地化したところに繁茂したと思われる。ただ菱の繁茂は自然状態そのものか。「菱」記載のない条里が一〇カ所を数えるが、ここでは菱は除去されたのではないか。「菱」記載の最少の条里では菱は特定の坪に集中されたのではないかと推定ができる。

この大里郡坪付条里に見える「菱」記載からは、凹凸の多い自然地形の土地に、沼地化した耕地に菱が繁茂したのを、ある所では菱を除去し、ある所では菱以外の雑草を除去した「菱田」化したことを読み取れるのではなからうか。後述するように菱は無税であり、在地では菱を日常の、とくに救貧作物としていたことを考えて、このように想定しておきたい。

したがって、鈴木論文がこの坪付帳を荒廃状況の把握を意図したものと指摘したことには賛成するが、在地の百姓は菱地のような不安定耕地を避けて、安定的耕地を選び耕作していたと考えることには疑問をもつ。鈴木論文では坪付帳に書かれた「逃去」を百姓逃去と解釈して、これが菱田などの荒廃地化が進むことに結びつくと考えている。だが「逃去」文字は坪付記事の文字と書体が近いが、異常に大きく斜め向きである。同じ大きさの「菱」という文字も認められるが、このほかにも書き込みがあり、坪付帳との関連は不明とするしかない。「菱」記載状況と百姓逃去と即座に結びつけるのではなく、荒廃状況のなかで「菱」を意図的に生育させる在地側の意図が読みとれるのではなからうか（ただし武蔵国司の立場は別で、「菱」状況を不堪佃田に該当するものとして上奏し

た）。

〔中世熊谷郷の成立〕

このような景観の大里郡は鎌倉時代にはどのような姿で現れるか。熊谷郷は倭名鈔には見えず、大里郡に成立した中世的郷のひとつである。この熊谷郷に熊谷氏「堀内」が存在する。郷と堀内の関係はどのように考えられるか。

鈴木論文（前掲）は、熊谷直国堀内の「大堀」が水系管理の働きをして、荒廃した低湿地の開発に成功したと論じるが、その一方で農民的開発も進行していて、両者で熊谷郷を形成していたと想定する。熊谷郷は建保七年鶴岡社に寄進されたが、承久二年（一二二〇）、熊谷直国堀内はそのまま安堵され、直国の請け負う恒正名は実検された（熊谷家文書「四、五」）。熊谷直国堀内は繩手（東）・中道（北）・大道（西）・大堀（南）によって区画されている。この大堀は「南限東西大堀」と表記される。西は大道なのだから東に傾斜している、と考えられる。おそらく湧出する水を排水するのが目的であろう。この熊谷直国堀内が沼地を生むような低湿地帯に出現することにより、耕地の水田化が図られた、と思われる（鈴木説と同じである）。

またこの熊谷直国堀内の東は「東限神田宮垣内南北繩手」と表記される。東には神田宮垣内が存在した。「神田宮」とは明確ではないが、何かの社があり、その宮あるいは社人の垣内かと思われる。垣内が存在したのである。垣内は野地・山・畠・田が一括性をもって存在した所であり、区画性がある。おそらく周囲には堀・溝が存在したであろうが、これが在家の前提であろう。つまり鈴木論文の言う農民的開発の基盤として、私は「垣内」を重視するのである。

ただ菱が生育する沼地をどのように扱っていたかは、熊谷家文書からは判明しない。恒正名の不作田も内実は不明である。ただ菱が条件に

よっては繁茂するような低湿地に、堀を伴う「堀内」・「垣内」が出現し、これが熊谷郷住民の生活基盤を形成していった、と考えておきたい。

(2) 生活のなかの菱

〔菓子〕

池・沼に生育する菱を採集する様子は「万葉集」にも見えて、奈良時代から利用されていたことがわかる。また「延喜式」(大膳)の「諸国貢進菓子」に丹波国からの菱(二棒)が、同(内膳)には「供御月料」として橘子・菱子(各二斗二升五合)の記載があり、「菓子菱」・「菱子」が上納されていた。ただ「枕草子」には「おそろしくものゝひし」とも見えて、棘の付いたままの菱実のままでも生活空間に持ち込まれていた様子もうかがわれる。室町期になると、「庭訓往来」にも「時以後菓子者：菱」と見え、中央・京都ではやはり菓子として用いられていた。「看聞日記」(永享四年九月廿三日条)には南御方からの贈り物のうち菱一合を仙洞に送ったと見えるが、これは「合」という単位であるので菓の実と思われる。

〔栽培と田夫食料〕

以上は公家側の例であるが、地方社会の民衆レベルではどうであったろうか。戦国期までは史料に表れにくいが、江戸前期には栽培されていたことがうかがえる。

「本朝食鑑」(元禄五年成稿、同十年刊、漢文)には「一種に陂塘に種えて、葉も実も大きく、角も柔らかで脆いものがある」(東洋文庫本の訳)と見えて、陂塘に菱が植えられていたこと、その実は柔らかい、と指摘する。著者人見必大は幕府侍医の子であるが、三十余年の文献調査・実地検査を経ての著述であるから、その記述内容は元禄五年(一六九二)を遡り一七世紀中後期となろう。その時期には菱の植え付け(栽

培)が認められる。それは実の柔らかさを求めるのが理由であった。

「本草綱目啓蒙」(享和三年(文化三年刊)³⁴)は「山陰志」・「松江府志」を引きながら、菱には家菱と野菱の区別があることを指摘する。「本草綱目啓蒙」は著者小野蘭山が寛政十一年(一七九九)に幕府に仕官して全国各地を調査した事柄にもとづいているから、³⁵そこで述べられていることは一八世紀後半のものと考えられる。家菱・野菱の区別は一八世紀後半には認められよう。そしてその区別を「重修本草綱目啓蒙」(弘化四年刊)³⁶では「実ノ小ナルヲ野菱トシ、大ナルヲ家菱トスル説ハ穩ナラズ、コノ根ヲ水田ニ栽テ培養シタルヲ家菱トシ、野生ノモノヲ野菱トス、野山薬家山薬ノ例ナルベシ」としている。植えたのが家菱、野生が野菱といい、栽培菱の存在をうかがわせる。その栽培は「根ヲ水田ニ栽テ」とあるように、菱根を水田に植えるものであるが、菱の繁茂が夏であることを考慮すると、不作田(その年には耕作されない田)であると考える。またその栽培菱が「家菱」と呼ばれることは菱根の植え付けが個々の家(百姓)によって営まれたことを示している。こうして江戸後期には百姓は不作田に菱を植えて収穫していたことがわかるが、それは薬用のみの利用ではなかった。

菱は民衆の食料でもあり、また売り出されていた。

一、ひしは池川溝堀にはなすべし。種色々あり。つの二ツあるを能ものと知れ。つの二つ有うちにも皮のとつとこわきものあり。夫は悪きぞ。皮の柔かなるに実多し。沼に生じ安し。石地・砂地の池川にははゑにくし。つる多く出るものなり。七月下旬八月にははや実の入ものなり。冬に至てつるもくさり、水底に沈む。ひしは猶以沈むなり。多く実なり粮の助けとなる。三河国岩堀と云村に池あり。此池に名物のひし有。近村の土民より合、冬春のうち取て喰ふ。または市町へも出し売なり。水底のひしを取にくくうと云て板を以てはさみをこしらへ、柄を長く付、船に乗り泥をこ

くうにはさむ。其はさみのもとにあらきぬの袋か網を付、ひたものこゆすりをしてはさむ故、どろのうちい魚までかゝる程のことなり。

〔「百姓伝記」「ひしを植る事」、岩波文庫〕

引用の前半では菱は池川溝堀で作るべきだが、種に用いるのは角二つで皮の柔らかいものが多い、という。七・八月から実はつくが、冬には蔓も腐り、実は多くなり沈んでいる、ともいう。後半は三河国岩堀村の池の菱を例に出して、名物菱で村人は冬春の食料とし、また市場・町に売り出している、という。売り出しているのは、それだけの需要があり収穫量が確保されていたと予想される。

この『百姓伝記』の記述では収穫道具に注目している。三河国岩堀では「こくう」という専用の収穫道具が案出している。「板を以てはさみをこしらへ、柄を長く付、船に乗り泥をこくうにはさむ」と表現されるが、柄の長い板ハサミである。泥もいっしょにはさみ取ってしまうというが、これは掘り上げ田（湿田）での鋤簾にちかい。湿田農耕にちかい労働として菱収穫が想像できる（註(3) 山本論本参照）。これが市・町に売り出すほどの収穫量を実現しているとおもう。

また「種色々あり」といい、種の選定に注意をうながし、角二つで皮の柔らかいのが、多くの収穫をもたらす、という。池川溝堀に菱種を植えるのに、その沼底を攪拌するなどのことはおこなわず、収穫の多寡をもっぱら種の良・悪によって実現しているのである。

その池川溝堀の用益形態はどうであろうか。三河国岩堀の池でも「近村の土民より合」というように、周辺村落の入り会いでの用益であった。その池を単独村落が排他的に利用しているのではない。おそらくは池が広く、個別村落では独占できなかったのであろうが、ただ入り会い利用する村落間の調整・規制は当然のこととして想定される。

このような菱栽培は種管理を軸に収穫料を確保し市町（都市）に売り出すことを意図している。自然生育（野生）を利用する段階を抜け出し

ているが、菱栽培に特化した湿地利用を図っているわけではない。人類学者のいう「半栽培」概念に近いが、このような菱栽培が『百姓伝記』著作時期（延宝八十年）³⁷には一般的になっていたのであり、おそらく江戸前期には想定してよいだろう。

また『百姓伝記』は先の引用に続けて、食用の仕方についても次のように述べる。

一、何国いかなる村里にも、池川には鬼ひし多く生る。みな喰ふものなり。然ども味ひよからず。ゆで、のち包丁小刀を以皮をむく。

上皮かたきなり。三河国岩堀近郊の男女かこれをむくこと上手なり。生のま、も、ゆで、も日に能ほし、白にてかてば皮むけ実こなる、とをしを以てふるひ、ゆりばちにて素皮をゆりあげ、実を取、食にも粥にもする。田夫喰ひて力あり。切疵うちみには大毒なり。

ここでは「鬼菱」の食べ方を述べている。鬼菱とはおそらく棘の多い、野生の菱を言うであろう。それをどこの地方でも、味は悪いが、食用にしている。茹でて皮を剥くのだが、三河国岩堀近郊の者は上手だという。生でも茹でても、日によく干して、白で皮を剥き粉状にして、唐子でふるい、搗鉢ですりあげて、粥にして食べる。この食物は百姓の労働に適し「田夫喰」うと力がつくという（ただ疵・打ち身のある者の食用は禁じてもいる）。さらに「本朝食鑑」〔元禄五年成稿、同十年刊〕でも次のようにいう。

実には数種あつて、たとえば三角・両角・四角・無角などが。若いのは青色、老いると黒。葉も実ともに小さく、角は硬直で人を刺す。これを烏菱という。若い時は剥いで食う。味は甘味である。

老いたのは蒸煮して食べる。一種に陂塘に種えて、葉も実も大きく、角も柔らかで脆いものがある。また両角が湾巻して弓のようになってものがあ、いろが青・紅・紫のものがある。これらもやはり烏菱と同様で、煮熟て、菓とする。野人はこれを救荒の具としているの

である。〔東洋文庫本〕

いろいろな種類の菱をあげながら、烏菱も柔らかい菱も、煮熟で、「菓」にして食べるとし、それが野人（田夫）の救荒食物となる、と指摘する。「菓」とはパン状態のものかと想像されるが、これが食料不足を補う、という。

『百姓伝記』にしても、「本朝食鑑」にしても、一七世紀中後期の事態を反映しているであろうから、この時期には菱は民百姓の飢えをしのごく食料と意識されていたことがわかる。⁽³⁸⁾

〔収穫規制と商品化〕

「諸州めぐり南遊紀行巻之上」〔益軒全集巻之七〕によれば、貝原益軒は「元禄二年、京より南方にゆかんとて二月十日東洞院の舎を出」て、元禄二年（一六八九年）二月、摂津方面に向かい四條繩手を経て茨田を経過した。前後の記事によれば、私市を出たのが十一日、松原を出たのが十二日、茨田はその途中なので十一日に通過したことになる。直前の刈屋村から記事を引用してみる。

畑の茶屋のかい道より、四町ばかり西に、刈屋村有。此所に楠正行、正時兄弟の墓あり。大道のほとりにはあらず。小石碑を立。大なる楠木あり。正行、正時、四條繩手にて、高師直と戦ひ、爰にて戦死の事、太平記に見えたり。飯盛山の麓の西也。是ふかうの池の北の側にあり。此辺茨田郡、順和名抄に、茨田は萬牟田とかけり。

（絵）

ふかうの池は、深野池とかくと云。本名は茨田池と云。池の広さ南北二里、東西一里、所により東西半里許有。湖に似たり。其中に島あり。三ヶと云村有。故に此池を三ヶのおき共云。三ヶの島に、漁家七八十戸あり。田島も有。此島南北廿町、東西五六町有と云。此池に、鯉、鮒、鯰、わたか、ゑび、鰻、つがに等多し。漁舟多し。

日々舟に乗て漁し、魚を大坂にうる。また蓮多し。茨實多く、葦多し。皆取用てたすけとす。殊に菱尤多し。是を採て飯にし、餅にし、粥にして、糧とす。或菓子にほする。又売て資とす。菱を取日は定日あり。里人云合せて群出。一人にて妄に取事を禁ず。菱に賦税はなし。また此島より、漁人共舟にのり、陸に渡りて、田をも作なり。

南北朝期の合戦場として名高い四條繩手の近くに「ふかうの池」という村が成立している。その村人は多種の川魚・植物を生活資料として採集していた。また「葦多し」とあり、葦を刈り、日々の生活の資としていた（葦を売っていた）。また陸地での水田耕作も見える。ここには池とその周辺が多様な生物・植物の生存の場としてあり、それを村人が生活資料として確保する様子がうかがわれる。

菱については「殊に菱尤多し」と記述されて、菱が生活資料の主要であったことがわかる。「是を採て飯にし、餅にし、粥にして、糧とす。或菓子にほする」と見えて、食用には飯・餅・粥の状態にしていた。そして「売て資とす」とあるように、商品化にしていた。近在の大坂などの都市に売り出していたと思われる。商品化には一定量が必要とされようが、それには村人の共同した出荷が求められる。「菱を取日は定日あり。里人云合せて群出。一人にて妄に取事を禁ず。」という共同体規制が見えるが、これにより取得・出荷がまとまって行われる様子を想定できる。菱取得から商品化まで、村としての共同のもとに、個々の百姓が営んだであろう、と想像される。三河国岩堀村でも見える「市町へモ出シ売ナリ」という商品生産も共同性のもとに展開されたであろう。また「菱に賦税はなし」と見えるのが注目される。無税の扱いというが、これは菱が救荒作物と認識されていることも符合する。菱は本来は沼地に生育する植物であり、平安期武蔵大里郡坪付帳の「菱」も荒廢地の扱いであり、無税と考えてよからう。

この茨田池の菱栽培を池全体の用益の観点から考えてみると、池は広大であり、「湖に似たり」と形容される。多様な生物・植物が育つが、菱栽培がそれを損なっている様子はうかがえない。三ヶ村の共同した菱収穫も菱栽培の場を独自に占有していたかもしれないが、それが他の村々の用益を妨げるものではない。もし菱場として特化し、それが他村の池用益と衝突するという段階も想像できるが、ここではその様子はみえない。池が広大であることが理由であるが、そうはできない入り会いの規制が働いていたとも思える。三ヶ村の菱収穫は茨田池の多様な生活資料確保の一つであり、それを破壊するものではなかったのである。

まとめ

低湿地の用益形態を、葦と菱の問題を中心に、平安後期から江戸前期の材料から観察してきた。全体として文書類の史料は少なく、説話類などを多く利用した。個々の考察は細部にとらわれるところが多いので、全体としてまとめてみたい。

まず葦・葦原・葦場の用益については以下のようになる。

- ①平安後期、難波浦にひろがる葦原は荘園や公領に分割されておらず、周辺住人の自由な用益が見られた。葦刈りの労働は特別な技術を要するものでなく、富裕人は粗野な労働しかない従者を葦刈りに差し向けた。刈り取られた葦は売買されたが、京からは浮地（湿地）の宅地開発をするに葦を大量に刈り取りに来る者もいた。「今昔物語」に見える様子であるが、葦刈りと葦売買は生活を支える一つの仕事となっているが、それは平安京の近辺に所在するという条件に依存している。
- ②琵琶湖周辺にも葦原は分布し、ここでは鎌倉末期には湿田開発の「ネコカキ」にも葦が利用されていた。湖東の奥嶋庄では南北朝期には百姓等が火入れなどして葦を管理栽培し、荘官の葦刈り取りには奥嶋庄

百姓等として、共同で対抗した。この段階での葦場は荘園ごとに分割されて帰属しており、奥嶋庄内の葦は奥嶋庄が排他的に独占しており、火入れによる管理栽培が一部では進展していた、と想定される。

- ③戦国末期の安治村は隣接村落との間に葦場をめぐる境相論を展開する中で、実力に基づき葦場を「当知行」していた。その「村の当知行」の基礎には村としての共同した葦場管理が火入れや刈り取り労働などが想定される。こうした当知行は畝・葦両用の場であった葦場を葦専用の区画に変更することもあるが、これにより個別村落による排他的用益が実現している。これは隣接村落との境相論を恒常化させるが、在地には調停する中間団体が形成され、葦場の排他的知行を限定化する方向で処理する（葦専用区画の限定、入り会い化など）。この段階の村は住人で構成されながらも「葦掟」などは「衆中」が制定主体である。この「衆中」は葦場用益の特権を保持する階層と見られる。つぎに菱について考察したことをまとめてみる。

- ④菱は万葉以来の文献に見えて、菓子の原料であった。平安から室町まで、中央ではおもに菓子となって用いられていた。
- ⑤地方・在地では、文献に表れるのはわずかであるが、平安期の武蔵国大里郡では食料として利用されていたことがわかる。粥や団子にして食されて、農夫の食料に適しており、また飢饉時を救う食料として利用された。おそらくは体力のない者には適さないか。
- ⑥菱は沼地に自然的に生育したものを収穫するものと想像されるが、いくつかの点で栽培・収穫に工夫があった。種を選んでいることが確認できるので、栽培を意図していたことがわかる。摂津三ヶ村では収穫に池・沼底を浚うに、独自の道具（板製のハサミ）を案出しており、人工的であったことがわかるが、村として用益している。このような菱収穫は湿地での多様な生物を獲得する一つであり、菱収穫が生活を支える程に展開するには大坂などでの都市需要の増加が必要で

あり、村ではそれに答えるための規制も行われた。

⑦ただ菱を専門的に栽培する区画造成には至らず、耕作農業ではなかった。種を管理し、おそらくは他の雑草を駆除する程度の、半栽培農業の段階にあった、と思う。ただこの半栽培としてのあり方も、近くに都市が出現していることに依存しているのであり、これがなければ一層自然的な状態にもどると考えられる。

以上が葦・菱を事例にした、湿地での自然利用のあり方であるが、葦・菱ともに一部では、開放的な利用から個別村落の独占的排他的利益に移行して行く方向が認められる。村の知行の方向であるが、その基礎過程にはその区画を葦・菱利用に特化することが想定できるのであり、従来の多様な利益は損なわれるのである。そのため村落間相論が頻発するが、在地には仲裁機関ができて調整にあたる。その仲裁方向は特定村落による排他的利益については範囲・場所を限定しようとするものと思われる。

菱については、京では室町時代にいたるまで、地方から菓子として上納されたものが贈答に用いられていた。地方では武蔵大里郡のように沼地・池などで計画的に栽培・採集することが見られた。また江戸時代になると、農民の農繁期の補助食として、ダンゴにして利用される事例がおおくなり、都市に売り出すことも見られた。

葦にしても菱にしても、自ら用いるだけでなく、生活を支える仕事にするためには、外部の需要が必要であるが、室町時代までは京の需要に支えられ、江戸時代には京・大坂など広範な需要があった。これが葦・菱の社会的需要であるが、琵琶湖沿岸葦はそれにこたえるために葦専用の区画を作り出したが、菱の場合には菱場は生まれなかったようである(菱の需要はその程度であった)。そのため菱場相論は発生しなかったが、琵琶湖沿岸での葦場相論は多く、村落間の境界相論となっている。

田・畠はその区画を稲・麦などの生産に特化することで成り立っているが(田は冬の間には自然状態にかえるが)、特化した区画が特定の村・農民の分割所有となる。ここでの生産力発展は一層の特化と分業を展開させる方向となるが、その生産力発展は地域の自然状態全体の保全の観点からも議論されなければなるまい。湿地・「ふゆみずたんぼ」が田と自然との両用を保つとして注目されているが、水田区画地の非水田利益の再検討が求められる。

〔追記〕

近年琵琶湖岸地帯をフィールドとする環境史研究が展開し、水野章二『中世の人と自然の關係史』(吉川弘文館、二〇〇九年)・佐野静代『中世の村落と水辺の環境史』(同、同年)・橋本道範『日本中世における水辺の環境と生業』(『史林』九二巻一号、同年)によって新たな問題が提起・解明されつつある。水辺地帯における環境と社会の全体を議論するものであるが、橋本は市場との関係も視野に入れている。環境史でも市場(都市)の問題を落としてはならないと思う。葦・菱の採取が生活の支えとなるには都市での需要が不可欠であることは本稿でも述べた通りである。ただ都市需要の変動性・不安定性の問題もある。今後の議論に注目したい。なお本稿は二〇〇九年二月に成稿し、同三月に送信した。

註

(1) 稲垣泰彦『日本中世社会史論』第一部第五「中世の農業経営と収取形態」(一九八一年、東京大学出版会、初出一九七五年)など。ただ二毛作を生産力発展の問題として実態的解明を進めてきた木村茂光も最近は畠作史と生業論との接触を図っている(「畠作史から見た生業論」、国立歴史民俗博、物館編「生業から見る日本史」、二〇〇八年、吉川弘文館)。

(2) 藤木久志『日本中世気象災害史年表稿』(二〇〇七年、高志書店)など。

(3) 平安後期の温暖化が云々されることがあったが、鎌倉期東国では寒冷化の傾

- 向が見えて、水田二毛作普及は一般化できない。水田二毛作は一時的・地域的限定で展開した、と考えられる。なお山本隆志「荘園制下の生産と分業」(永原慶二他編『講座日本荘園史3』)所収、吉川弘文館、二〇〇三年) 参照。
- (4) 湿地が植物多様性の場となっていることは驚きいず編『地域と環境が甦る水田再生』(二〇〇六年、家の光協会) 所収の論考で強調されている。
- (5) 註(3) 山本隆志「荘園制下の生産と分業」参照。
- (6) 春田直紀「生業論の登場と歴史学―日本中世・近世史の場合―」(国立歴史民俗博物館編『生業から見る日本史』) 所収、二〇〇八年、吉川弘文館。は日本史学における「生業」概念がどのように提起されてきたかを検討しつつ、地域の自然条件を生活資料として獲得する活動を「生業」と概念化することを提案している。田・畠の農業史だけでなく、地域における生活史全体を自然条件獲得として追求しようとするものであり、研究の新たな広がり期待される。また木村茂光編『雑穀畑作農耕論の地平』(二〇〇三年、青木書店) の「総論雑穀の思想」は畠作史研究から雑穀研究に踏みだし、新たな分野を切り開こうとする。また同「畠作史から見た生業論」(国立歴史民俗博物館編『生業から見る日本史』(二〇〇八年、青木書店) は生業史との接合も意図している。これも米麦農業だけではない広い農業・生業を考える方向であるが、現在のところ物としての雑穀に関心が集中している。
- (7) 春田直紀「中世の海村と山村」(『日本史研究』三八六号・三九二号、一九九四年・一九九五年)
- (8) 畑井弘「守護領固体制の研究」第二章「山野湖水の用益と村落共同体」(吉川弘文館、一九七五年)
- (9) 藤木久志「村の当知行」・「村の世直」(ともに「村と領主の戦国世界」) 所収、一九九七年、東京大学出版会。山野河海地帯の管理・存続を村・住人の側で解決する枠組みを作ろうとする提言であろう。また藤木の村落論は社会経済史的な村落共同体論の枠組みを拒否して、村落を飢饉・戦乱に自力で立ち向かう政治的村落として立論しているところに積極性がある。
- (10) クワエは江戸時代には食料として見え、摂津吹田の名物となっている。阪本寧男「半栽培をめぐる直物と人間の共生関係」(福井勝義編『講座地球に生きる』) 4 自然と人間の共生、雄山閣出版、一九九五年)、『吹田市史第二巻』第一章第三節(吹田市、一九七五年) 参照。
- (11) 「大和物語」の現存本は二次三次の増補が見られ、百四十八段にも後人の注記があると指摘されている(『日本古典文学大系竹取物語・伊勢物語・大和物語』「大和物語解説」)。葎苺りの場面の叙述も変容していることが考えられるが、葎苺り描写に具体性がないことは同じであろう。また「謡曲葎苺」では難波浦の葎はその市で売買されているが、これも鎌倉後期以降の難波浦での流通の進展を反映しているようである。
- (12) 網野善彦「西の京と北野社」(『学習院史学』二八号、一九九〇年)
- (13) 大村拓生「中世京都首都論」第二部第二章「淀と淀川交通」(吉川弘文館、二〇〇六年)
- (14) 『平安遺文』所収古文書から「葎」関連の項目を検索すると、「葎原」等の一般呼称が多いなかで、康平四年の丹波国大山庄坪付帳(第三巻九七〇号)の一条四泊子里の八坪に「船葎置田五段」、十七坪に「船葎置田七段」、十八坪に「船葎置田東主六段」が注目されるが、水野章二「平安期の開発と領域支配」(大山喬平編『中世荘園の世界東寺領丹波国大山荘』) 所収、思文閣出版、一九九六年) の条里復元によればこの三坪は隣接し山裾の湿地地帯に位置するから、ここでも葎が繁茂し、採集・売買されたかもしれない。ただこの大山庄でも葎が表面化するのはこの年だけである。
- (15) 浦佐毘沙門堂の裸押し祭りにおける「ねこ(むしろ)」敷きについては「新潟県文化財調査報告第15南魚沼」(新潟県教育委員会、一九七七年)・「無形の民俗文化財記録第8集新潟県の若者組」(同、一九八三年) に指摘があり、最近刊行された「新潟県浦佐毘沙門堂裸押しの習俗」(二〇〇九年、南魚沼市教育委員会) に紹介されている。また新潟県立歴史博物館の「山古志ふたたび展」(平成20年6月21日〜8月3日) では冬の牛小屋を暖める道具として「ねこ」が展示された、という。新潟県における「ねこ」「ねこかき」にかんしては中野泰(筑波大学大学院人文社会科学部研究科)・門口実代(同大学院生) から情報を得た。
- (16) 橋本道範「近江国野洲郡兵主郷と安治村」(滋賀県立琵琶湖博物館編『琵琶湖博物館調査報告21号 琵琶湖集水域における中世村落確立過程の研究』、二〇〇四年) は「はやしおく」を保全する、と解釈する。この解釈は高木徳郎「中世における環境管理と物村の成立」(『歴史学研究』七八一号、二〇〇三年) を受けてのものであるが、高木が史料の根拠として挙げる『国域寺文書』一三四号の「林(はやす)」は「茂(しげらす)」(同二六八号付二) と同義であり、それは京都の柴木需要に応えるものであった。保全する(維持する)との解釈は再検討が求められている。
- (17) 『近江八幡の歴史 第二巻』「二 近州葎の恵み」(近江八幡市、二〇〇六年)、西川嘉廣『ヨシの文化史』「第一章ヨシの産地円山」(サンライズ出版、二〇〇二年)
- (18) 『角川日本地名辞典滋賀県』によれば、瓶割山の西麓を「岩倉山」といい、その山麓に「岩倉村」が近世には存在した。現在は近江八幡市に属す。丘陵窪地の沢が琵琶湖にまで続く地帯が想像でき、そこで生育している葎であろう。
- (19) 「半栽培」概念は人類学でつかわれている。阪本寧男「半栽培をめぐる直物と人間の共生関係」(前掲) 参照。

- (20) 橋本道範(16) 論文
- (21) 宮島敬一「魅惑の「いろく帳」(中主町教育委員会編『近江国野洲郡安治区有文書目録 戦国・近江の湖の村の素顔』所収、一九九五年)
- (22) 藤木(9) 論文はこれを「ナワバリ」と言って、通常の土地所有と区別し、実力行使をとらなかつた用益事実に基づく占有(当知行)と概念化している。
- (23) 埴岡真弓「兵主神社文書解題」(中主町教育委員会編『中主町古文書目録社寺編一』所収、平成元年)
- (24) 安治区有文書。原本実見はできていないが、写真によれば、2紙の継紙。縦二一・一cm、横六〇・二cm。筆は勢いがあり、正文に近い。同時代の案文とみられる。写真閲覧は野洲市歴史民俗博物館の写真帳による。また安治区有文書や琵琶湖アシについて、同館学芸員行俊勉から教示を得た。
- (25) この村としての知行と、褒美や制裁を規定する「衆中」(惣中)とは、どのような関係になるのか。藤木久志は村人全体が「衆中」に入れるのではないが「衆中」は褒美などを媒介に村人を包摂している、と解釈している。私も「衆中」は村人と同一ではなく、村人のなかの葦場用益権を持つ者が構成するのが「衆中」と考える。おそらく前代からの兵主神社氏子と連なる側面があるように思う。「衆中」は村という単位の村落に成立した団体的性格の強い集団であり、村はこの「衆中」に総括されて存立している。
- このような「衆中」は法・軍事力も備えており、「国家的村落」と概念化する論者もいるが(蔵持重裕『中世村落の形成と村社会』、吉川弘文館二〇〇七年)、本稿は葦・葦場とかかわる限りで村落を問題にしているものであり、この問題には踏み込まない。ただ村には、村居住という居住を契機とする共同性と、葦場用益権を紐帯とする共同性が併存している。村を成立させる要件が二つあるものであり、これを一方の要件に引き寄せて論理化する傾向が従来の研究には窺えるが、検討されなければなるまい。
- (26) 横幅は次の通りである(単位はセンチメートル)
- 第一紙：四五・六 第二紙：四五・〇 第三紙：四五・四 第四紙：四五・九
 第五紙：三六・〇 第六紙：九・四 第七紙：三九・四 第八紙：六・四
 第九紙：三八・三 第十紙：三八・八 第十一紙：三・六 第十二紙：四七・一
 第十三紙：四五・四 第十四紙：四六・六 第十五紙：三〇・三
- (27) 鹿内浩胤「九条家本『延喜式』覚書」(『書陵部紀要第五二号』、二〇〇〇年)。
 ただし鹿内は森田悌(後掲)の研究をひき、九・十世紀の作成という判断に賛成している。
- (28) わずかなものは除き、内容理解に変更が生まれそうなものだけを指摘しておきたい。冒頭(『平安遺文』三五四頁)の□(三十)坪の割書のうち「四段三百歩」は「菱」の直下につける。三田作所里(三五二頁上段)十四坪の「菱一段百歩」は「菱一段百二十歩」。二十二坪の「菱一段二百十歩」は「菱一段二百□(三十)歩」。□(三十)五坪の「菱五段二百」は「菱五段二百□(三十)歩公」。五筋田里(三五四頁上段)の四坪の「菱田」は「乘田」。「五條領壹町肆段伍拾伍歩」は「五條領壹町肆段伍拾伍歩」。この下に見える「□(逃)去」と「菱」の字は書体は記載字に近いが異常に大きく、傾いている。二郡家里二十八坪(三五四頁)の「公」は「菱」。五〇〇里の十九坪(三五四頁上)「六十歩公」は「七十歩公」。六條一〇〇麻里の廿六坪「一段廿六歩公」は「一段十六歩公」。二楊井里(三五四頁上)の「廿二坪」は「廿三坪」。四新里十七坪の「九段三百□(三十)歩(公)」は「九段三百廿歩(公)」。四新里□(三十)五坪「菱二百□(三十)歩」の左脇に「公」あり。六三鷺里三十三坪の「九段二百□(四十)歩」の下に「公」。七隴里三十六坪の「□段二百□(四十)歩公」の少し下に○を付けそこから線を第三野線上までひいて「公徒□□職律使条物主経典□□如言使及主典耳」の文字を二行で書く。文字の大きさは坪付けとほぼ同じ。八楊師里の廿五坪と廿八坪との間に「廿六坪一町(公)」「廿七坪一町(公)」を補う。九新野里廿坪の「二段」は「二段」。五柴田里廿一坪の「五段二百歩」は「五段二百歩(公)」。七柱田里の二坪「一町(様田庄田)」の様は柵カ。八幢田里の「参拾伍町式佰玖歩」は「参拾参町式佰玖歩」。
- (29) 鈴木哲雄「中世日本の開発と百姓」(二〇〇一年、岩田書店)「第二章武蔵国熊谷郷における領主と農民」(初出一九八〇年)
- (30) 森田悌「日本古代の耕地と農民」(一九八六年、第一書房)「第一章武蔵国大里郡条里について」(初出一九八三年)
- (31) 「小右記」治安三年十二月一日条、万寿元年十二月二日条。「埼玉県史資料編4古代2」参照。
- (32) 『新編埼玉県史通史編古代』でも森田論文の条里復元が尊重されている。
- (33) 『本朝食鑑1』(東洋文庫)「解説」
- (34) 『本草綱目啓蒙』は影印本が杉本つとむ編著『小野蘭山 本草綱目啓蒙 本文・研究・索引』(早稲田大学出版部、一九七四年)に掲載されている。
- (35) 杉本つとむ「小野蘭山―その人と学問―」(杉本つとむ編著『小野蘭山 本草綱目啓蒙 本文・研究・索引』早稲田大学出版部、一九七四年)所収
- (36) 『古事類苑』による。
- (37) 古島俊雄「百姓伝記」について(『岩波文庫』『百姓伝記下』所収)
- (38) 一九五〇年代の岩手県農村の食生活を調査した鷹齋テル・後藤和子「食慣行の生態調査(其の一)」(岩手大学学芸学部研究年報五一、一九五三年)は、農繁期の食事が白米に偏ってビタミンB類の補充が課題であることを指摘しながら、同地域の近世末期の農事食には草餅・栗餅等によるビタミン・無機質が充分であったことに注目している。菱ダンゴもこのような食物の一つとみられる。

- (39) 天保年間における琵琶湖東岸安治村と隣接野田村との境界相論を検討した水本邦彦「安治の湖岸景観史」(前掲中主町教育委員会編『近江国野洲郡安治区有文書目録戦国・近江の湖の村の素顔』所収)によれば、両村境に野田村が舩周囲に竹垣を囲う工事をしたが、これが安治村の「田地着船」の妨害になるという新たな争点を生んだが、これはこの時期における当該地での漁業活動の活発化を背景にしている、という。両村境を漁業(舩)用益に特化しようとする野田村側の動きであり、これが相論を新たな段階に引き上げている。同論文によれば、安治村と隣接須原村との天保年間相論では蘆(葦)・舩などが争点となっているが、湖岸には①湖水縁や入江の随所を覆った蘆地②蘆地の間に形成されつつある高洲③各村田地から入江に流入する多数の水路④そうした水路の出口に設置された多数のエリ、という景観が認められ、①・④が二大要素であるという。都市需要の変化など時期により、①～④の要素が重要になるか変化があるが、これらの要素全体が個別要素も成立させていたのであり、全体として多様な用益を実現しており、それだけの植物・生物多様性を実現していたのである。それが一つの要素に特化される方向になると、多様な用益は損なわれ、相論が頻発する。こうした傾向は江戸時代に限定されることなく、南北朝以降にいつでも見られることである、と考えられる。なお琵琶湖岸のエリ漁・水田農業の複合構造については安室知「水田をめぐる民俗学的研究」(慶友社、一九九八年)が論じている。
- (40) 琵琶湖岸安治村と隣接する野田村・須原村との相論については水本邦彦「安治の湖岸景観史」(前掲)参照。
- (41) 「ふゆみずたんぼ」の自然的・環境的意味については、鷺谷いずみ編「地域と環境が甦る水田再生」(家の光協会、二〇〇六年)所収の岩淵成紀「ラムサール条約湿地「蕪栗沼・周辺水田」のふゆみずたんぼ」・伊藤豊彰「人と自然にやさしい米づくりを支える田んぼの土壌」参照。
- (42) 戸田芳実「中世農業の一特質」(『日本領主制成立史の研究』所収、岩波書店、一九六七年)が提起して久しい「片荒」なども新たな観点からの検討が望まれる。

(筑波大学大学院人文社会科学研究所、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇〇九年七月一五日受付、二〇一〇年一月一三日審査終了)

***Shoen* and Villages and “Occupations” in Wetlands: Reeds and Water Chestnut Plants of the Heian Period through to the Early Edo Period**

YAMAMOTO Takashi

Although the livelihood of farmers who lived on *shoen* (medieval manors/plantations) and in villages was based on the cultivation of arable land, that was not all they did. They also met their needs by using nature in areas that included *shoen* and villages in a near-natural state. When studying this usufructuary utilization of local nature by conceptualizing it as an “occupation” from a historical perspective, it is difficult to obtain a clear picture only from the period classified as “medieval history.” Using reeds and water chestnuts as examples, this paper makes a study based on historical materials dating from the Heian period through to the early Edo period. In Namba Bay, the reaping of reeds that were one form of vegetation found along the shoreline became popular from the Heian period, and though it increased in relation to urban demand, no exclusive areas were established for the use of individual *shoen* or villages. Although the usufructuary utilization of the shores of Lake Biwa was allowed from the Kamakura period, during the Namboku period these shores were incorporated into *shoen*, and peasants from the Okushima-sho estate established their own exclusive reed fields in opposition to the head of the estate. By the Sengoku period, the securing of exclusive reed fields for villages had become common. Although this meant that they renounced a variety of other resources, including boat transportation and fishing, villages and hamlets put up a strong case for the use of diverse resources, with the result that disputes and arbitration became a routine occurrence. In some cases it became a matter of relying on the authority of the feudal lord. Although there is evidence of the use of water chestnuts from the Nara and Heian period, in the latter half of the Heian period they were cultivated deliberately by inhabitants in flood lands, as seen in the example of Osato-gun in Musashi, and were meant for use as food to stave off starvation. In the Sengoku through to the Edo periods, water chestnuts were cultivated as commercial crops in wetlands in Owari and Settsu in anticipation of demand from urban centers, although fields were not established for the exclusive cultivation of this resource. Both reeds and water chestnuts were used as resources along coastal wetlands and beside lakes, and they were simply two of the diverse products found in these wetlands. There was local opposition to the establishment of areas specializing in reed fields, and though reed fields were established they were limited amid local disputes and arbitration. There was very little inclination to restrict the use of wetlands to a specific resource, and we may conclude that diverse players and forms of resources evolved and were maintained amidst disputes and arbitration.

Key words: Reeds, water chestnut plants, *shoen*, villages, forms of resources
